

第2項 中間年度の進捗状況評価と計画の見直し

1 進捗状況評価

実施時期

県は法第11条により、計画の作成年度の翌々年度である平成22年度に中間評価として計画の進捗状況に関する評価を行い、その結果を公表します。

評価の内容

評価に際しては、次の項目について分析を行います。

計画に定めた「施策の取組状況」

計画に定めた「目標値の進展状況」

「施策の取組状況」と「目標値の進展状況」との因果関係

2 計画期間中の事情変更等に基づく計画の見直し

県は平成22年度に実施する中間評価を踏まえ、必要に応じ、達成すべき目標値の設定、目標を達成するために取り組むべき施策等の内容について見直しを行い、計画の変更を行うものとします。

3 次期計画への反映

中間評価の翌々年度（平成24年度）は、第二期都道府県医療費適正化計画の作成作業を行うこととなることから、当該計画の内容の検討に際しては、当該評価結果を適宜活用するものとします。

4 全国計画の進捗状況評価等

国は全国計画の中間年（作成年度の翌々年度）である平成22年度に、全国計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表します。

各都道府県における都道府県医療費適正化計画の評価、及びそれまでの全国レベルでの評価等を踏まえて、国全体としての評価を行います。

評価の結果は、必要に応じ全国計画の見直しに活用するほか、次期全国計画の策定に活かすこととなります。